

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	102	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多大な人役(庁内関係課14課との調整、学識経験者等18名の協議会の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	103	02_農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5項	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行により、都道府県は市町村と共同で「基本計画」を策定することとなり、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」等との整合が求められる。これら2つの計画は内容面での重複が多いことが予想され別々の策定作業は負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	104	02_農業・農地	都道府県	高知県、徳島県、愛媛県、高知市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領	養豚に係る畜産クラスター事業における施設整備事業のあり方の見直しを求める。	畜産クラスター事業の施設整備事業について、養豚では単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	【現行制度について】畜産クラスター事業の施設整備事業については、一般会計予算での単年度事業であり、目標年度(通常は5年後)の成果目標を達成しなければ次の事業活用ができない。一方、同事業の肉用牛・酪農重点化枠は基金事業であり、複数年度での事業実施が可能。 【支障事例】当県では令和3～5年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を予定していたが、令和3年度分のみ承認された。さらにコロナ禍による輸入資材の納品遅れにより年度内完了が困難となり、事故繰越の手続きを行ったところ。 【制度改正の必要性】当県のような中山間地域では、大規模な養豚施設を整備するための土地の確保が難しいことから、農場敷地内に新しい豚舎を建築後、豚を移動させ、既存豚舎を撤去した跡地に新しい豚舎を整備する必要がある。施設整備に数年の期間を要する。さらにコロナ禍による世界的な建築資材流通の混乱や建設業界の人手不足等により、大規模な施設整備の単年度完了が困難な状況。 【支障の解決策】養豚についても肉用牛・酪農と同様に基金事業化するなど、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要請する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-yosan.html
R4	105	03_医療・福祉	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同法施行令、同法施行規則	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	特別児童扶養手当に係る申請手続について、現行の市町村窓口における受付に加え、都道府県が構築したオンライン申請システムを用いて申請者が申請を行い、都道府県が受付けたデータを市町村へ送付した上で市町村が審査・補正を実施し、その申請データを都道府県へ送付するという手法を可能とすること。	特別児童扶養手当の認定等に係る手続については、法定受託事務であり、法令により詳細に定められているところである。現行制度においても、書面のみならずデータでの申請受付は可能であるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第15条において「市町村を経由して申請する」となっていることや、同施行規則第1条等において「特定の様式を用いて申請すること」となっていることから、現行の市町村窓口における受付に加え、求める措置のような受付手法が可能かどうか不明確であり、結果としてオンライン化を進めることができていない。 【書面手続による支障事例】受給者の多くは市町村の窓口に向いて書類の作成を行っており、受給者の負担となっている。書類上の記載の不備が多く、市町村と県の間での確認や補正に時間を要している。市町村は受理した書類に手書きで審査結果を追記しており、業務の負担となっている。都道府県は市町村から送られる書類を手打ちでシステムへ入力しており、事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	106	03_医療・福祉	都道府県	高知県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条第1項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第17条第1項	特別児童扶養手当証書の廃止	特別児童扶養手当証書(以下「証書」という。)について、証書の廃止を求める。	特別児童扶養手当の受給の認定について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則において、受給資格者に対し特別児童扶養手当認定通知書(以下「通知書」という。)及び証書を交付することが定められているものの、その後の手続き等において証書を実際に使用する機会は少なく、通知書により代替可能であると考えられる。そのような状況にも関わらず、特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則により毎年度の証書の交付が求められており、地方公共団体における証書の発行・管理等の事務負担が発生している。また、証書を使用する機会は少ないにも関わらず、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となるなど、受給者における証書の取扱いについても厳格に定められており、受給者にとっても証書の保管・管理が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	107	05_教育・文化	村	島牧村	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第106号)、第9条2項三学級の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数	都道府県費負担教職員定数配置基準における事務職員に関する基準の見直し	過疎地域などにある、学級数等が少ない規模の小さな小・中学校においても事務職員が確実に配置されるよう求める。	県費負担教職員の定数については、教職員総数の標準定数を定めた「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」をもとに、各都道府県において条例等で定めることとなっている。県費負担教職員の中でも、「事務職員」について、過疎地域などにある、学級数等が少ない規模の小さな小・中学校においては、各都道府県の定める定数上の問題で配置されない場合があり、代わりに教職員が事務処理等を行っているため負担が生じている。(生徒数が減ったからといって通常業務に係る作業量が減るわけではなく、教職員の負担が増加している。)本村においても今年度、村内の中学校において、当村が所在する都道府県の定める定数上の問題により事務職員が配置することができず、教頭や教員が事務職員の業務(村への助成金の申請や、PTAなど特別会計の金銭管理など慣れない業務)を追加で行うことで昨年の同時期より時間外、休日出勤の日数が増加している。標準法第9条2項において事務職員の配置定数の標準が定められているところ、過疎地域等における小・中学校においても事務職員が十分に配置されるよう規定されているとはいえず、見直しを求めるもの。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【農林水産省】 (14)有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)]	—	有機農業の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	【農林水産省】有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画に係る運用について(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課
—					
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (i)特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出(施行規則4条)から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。					
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (ii)特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	108	11_その他	都道府県	茨城県、宮城県、高知県	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法	都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し	地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。	①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値 当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに「児童数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。 ②固定資産税に係る基礎数値 当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調査に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調査の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあつては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調査の提出までに数値が修正となることも多い。 なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調査を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	109	03_医療・福祉	都道府県	茨城県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務について、住民基本台帳ネットワークを利用する場合、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の規定上、市町村長においては「費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」ができるものの、都道府県知事については「費用の徴収に係る事実についての審査」しかできないこととされている。そのため、都道府県知事においては、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所を、住民基本台帳ネットワークを用いて探索・把握することができず、公用請求により対応する必要があり、多大な事務負担が生じている。 この点、過去に総務省住民制度課へ直接問い合わせを行ったところ、「審査」は徴収という行為の実施にあたって現在の状況を確認することであり、厳密に言うところ「住所が不明なため新しい住所を探索するという目的」は含まれていない。」という回答があった。 なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することで、都道府県知事保存本人確認情報を利用し、県内の居住地を確認することは可能であるが、対象者が県外に移住してしまった場合においては、都道府県知事は住民基本台帳ネットワークが利用できないため、住民票の公用請求を行って対応しており、債権管理に係る多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	110	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第1条の2、第2条第2項、第7項、第291条の2第1項	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 令和3年当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だにそのスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国→都道府県→市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オアソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオアソライズが欠かせないものと考え。	—
R4	111	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするこの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【総務省(4)】【厚生労働省(3)】 児童福祉法(昭22法164)及び住民基本台帳法(昭42法81) 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等(以下この事項において「児童等」という。)に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収(児童福祉法56条2項)に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとする。都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。 [措置済み(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第69号))]	—	都道府県が児童等に対する費用徴収に関する事務をする際に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができるようにするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できるように省令を改正した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年12月5日付け総務省令第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	112	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	A 権限移譲	地方自治法第291条の2第1項、第4項	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したが見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 当広域連合からは、令和3年の提案募集において、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとした「職業人材活躍特区(仮称)」を提案し、その中で重点項目となった権限移譲1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	—
R4	113	03_医療・福祉	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要がある、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにも多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付4,463件、書換交付1,223件、再交付1,277件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	114	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要がある、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにも多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付1,113件、書換交付157件、再交付80件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	115	11_その他	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要があることあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	116	06_環境・衛生	その他	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりで多くの時間を費やしている。また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	117	06_環境・衛生	その他	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第36条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の7第2項第2号、第159条の9、第159条の11第2項、第159条の12第2項	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	販売者登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	118	03_医療・福祉	指定都市	熊本市、船橋市、長崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	障害支援区分認定調査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等)が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあつて、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出勤しなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。なお、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時的な取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、当市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (44)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、以下のとおりとする。 ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査(以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。)について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・臨時的オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが担保できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	119	03_医療・福祉	指定都市	熊本市、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び78条、地域生活支援事業実施要綱別記2-24	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等に係る要件緩和	地域生活支援事業「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、対象者に対する修学に係る支援体制を大学等が構築できるまでの間において支援を提供するものとされており、大学等に係る要件として、「大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。」とされているが、やむを得ない事情により大学における支援体制の構築が困難であると認められる場合でも、支援対象とすることを可能としていただきたい。	当市において以下のような事例があり、支援の必要性はあるものと判断できるものの、大学が支援体制に向けた計画を構築できる見込みがないことをもって、対象学生が必要な支援の提供を受けられないことは学生にとって不利益であると思料する。 ①利用希望学生が、通学支援を希望したが、大学として、交通機関を利用して通学する学生を自宅から大学まで常時介助することは現実的に困難であることから、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。 ②医療的ケアが必要な学生が入学する場合、看護師など有資格者による支援が必要であるが、大学として看護師を雇用する予算の確保が困難であるため、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	120	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項第5号、厚生労働省告示第122号 児童発達支援ガイドライン	重心児通所支援事業所における利用者欠席時の支援方法の見直し	障害児通所支援のうち主として重症心身障害児(以下「重心児」という。)を対象とした児童発達支援を行う事業所における重心児欠席時の対応について、例えば、当該重心児の居宅等を訪問し支援を行った場合には、当該児童に対し通常の児童発達支援を行ったこととして報酬算定を行うなど、重心児に対する柔軟な支援の実施を可能とすること。	重心児は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態であるため、予期せぬ体調不良等で急遽児童発達支援を欠席するケースが多い。急な欠席があった場合には、事業者はすでに人員等を配備しているにも関わらず、現行の報酬算定では実際の利用者数により算定が行われることから、欠席した者に係る報酬が算定されない。現行制度においても、欠席時対応加算として、原則月4回を限度に所定単位数(94単位)の加算が認められているが、通常の児童発達支援を行った場合の所定単位数(2,098単位)と比べると著しく低く、事業所の運営に影響を与えている。 当市としては、国の児童発達支援ガイドラインにおいて、「重心児に対しては、心身や健康の状態、病気の状況等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である」ことや、「障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」ことが示されていることから、重心児の欠席時の対応について、保護者の希望があれば利用者宅を訪問して支援を行う等柔軟な支援を進めていきたいと考えているが、現行制度においてはそのような支援に対する報酬の算定が行われないため、ニーズに即した柔軟な支援が実現できず、欠席時における利用者や保護者の負担増加にもつながっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	121	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化の標準化	国民健康保険法施行規則の改正により、高額療養費支給申請簡素化(申請次回以降の自動振込)を義務付けることを求める。	これまで該当の月ごとに高額療養費の支給申請書の提出が必要になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が提案募集により施行され、ともに市町村の判断により別段の定めをすることで手続きの簡素化が可能となった。同一都道府県であっても市町村ごとに取り扱いが異なり、都道府県と市町村が連携会議で議論を行い、事務の標準化を図るため今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアンケートなどで協議を進めていくことになる。しかし、厚生労働省の主管(部)課長会議の「事務の標準化・広域化の実施状況」の資料では、70歳未満(全世代)簡素化実施済が1都道府県・検討中が30都道府県と、ほとんどの都道府県で検討中という状況がみられた。新型コロナにおける3密対策と住民の利便性向上・職員負担軽減に繋がることから、今後も検討都道府県は増加すると思われ、簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができる。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者が新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。	—
R4	122	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険法施行規則第27条の16(平成29年7月・11月)	国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。なお、請求事務を省略する場合、代替事務として年度当初に都道府県と市町村で同意書等を交わし、国保連からの通知をもって申請があったものとみなし、交付決定通知をもって都道府県が市町村へ通知し、市町村は請求内訳書により金額が一致することを確認する運用とする。	平成30年度からの保険者の都道府県化以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となった。しかしながら、交付金の請求については、市町村から都道府県への請求事務は残ったままとなっており、かつ、市町村から都道府県への請求に係る日数も大変短いことから、事務の大きな負担となっている。なお、都道府県については、国保連からの通知により、市町村からの請求がなくとも県内の診療報酬支払分の総額を把握している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	123	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第58条第2項、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について(厚生労働省令和2年3月10日事務連絡)	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	国民健康保険法第58条第2項の規定により、市町村は条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされている。 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年3月に厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について」により各市町村、国民健康保険組合に対して傷病手当の支給について検討するよう通知があり、当市においても支給を行っているところ。 本件についてはコロナの長期化に伴い、当初想定されていた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後遺症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状国から発出されているQ&A等のみでは判断が困難なケースが増えている。については、国によるQ&A等において、全国の市町村からの問い合わせなどを掲載するなどして、判断基準の明確化、周知等を行うよう提案するもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県を行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (i)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金(58条2項)については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)]	—	「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)について、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、発出した。	【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&A(その2)について(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省保険局国民健康保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	124	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)2(2)④オ	障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)により、障害福祉サービス事業所に義務付けている支給決定市町村への施設外就労に関する実績報告の提出について、廃止等の見直しを求める。	障害福祉サービスにおける就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)を実施している事業者は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせ、支給決定市町村に提出することとされている。市町村は、この実績報告を「施設外就労支援加算」の審査に活用していたが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであり、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できたため、提出される実績報告書と照らし合わせて請求内容のチェックを行っていた。しかし、報酬改定後は「施設外就労支援加算」は廃止となり、就労系サービスの基本報酬に組み込まれたため、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できなくなり施設の内外での金額差もなくなったため、審査時において施設外就労支援の実績報告書により施設外就労に該当するか否かを確認する必要がなくなった。しかし、上記のように令和3年度報酬改定に伴い請求審査事務の処理内容に変化があったにもかかわらず、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に規定された施設外就労の実績報告書の提出については見直されず、従前どおり毎月の報酬請求に合わせて施設外就労の実績の提出が義務付けられている。通知では「報酬請求にあわせ提出すること」とされているが、市町村における請求の審査においては先述のとおり活用方法がなく、また国等への提出の必要もないことから、当市では保管するのみとなっている。事業所からも加算が廃止されたことで、作成に多大な手間が掛かる施設外就労に関する報告書を請求時に提出する必要があるかどうか問い合わせがあり、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (44) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認することとするなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年9月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	125	11_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	126	11_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2第1項、第191条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第59条、第76条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第382条	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続がなされていれば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html	
R4	127	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知事等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされた。また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記みなし指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図りたい。	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業については、生活保護法においてもみなし指定されることとなったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出義務は残存している。また、法改正以前に指定・許可を受けた介護事業においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっている。生活保護法において変更の届出が必要な事項については、介護保険法にて同事項が届け出られ管理されているにも関わらず、同時期に生活保護部局には届出されず失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握に時間を要したり困難となることがあり、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。また、介護機関も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強いており、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	128	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条の2第2項、法第51条第2項、法第54条の2第5項、第6項	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされた。あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされた。	指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において、法第49条の2第2項のとおり指定をしてはならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法第15条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護事業者が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号は準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定を取り消すこと等が規定されていないため、当該事由をもって指定取消等ができないのが現状である。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。法的検討としては生活保護部局が行う指導及び検査等が挙げられるが、介護保険部局が指定取消等処分の判断を行った場合に生活保護部局がそれと異なる判断を行うことは考えられず、事務の重複が生じている。また、生活保護部局で検討を行うにあたり、指導や検査の実施や資料確認などの事務作業や処分の妥当性判断に多大な時間を要するため、生活保護部局において大きな負担となっている。なお、生活保護法の改正により、平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護機関については、生活保護法第54条の2第2項に規定されたとおり、生活保護法においてもみなし指定されることとなった。当該みなし指定を受けた場合、同条第3項及び第4項の適用を受けることとなるため、介護保険法上の指定取消等処分が行われた場合、生活保護部局においてもこの事実のみをもって指定取消等処分を行う。しかし、改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関については、法第54条の2第2項が適用されないため、同条第3項及び第4項の適用を受けない。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合 					
<p>5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】 森林法(昭26法249) 森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)]</p>	—	<p>森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】「登記情報等の電子データによる提供について」の一部改正について(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】登記情報等の電子データによる提供について(平成23年9月1日付け林野庁森林整備部計画課長通知(最終改正令和4年10月28日))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>法務省民事局民事第二課 林野庁森林整備部計画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (iv)生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項等)が行われた場合に、生活保護法上の届出等(54条の2第5項及び6項において準用する50条の2)を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (v)生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項等)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	129	09_土木・建築	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条	市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。	市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産税課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	130	01_土地利用(農地除く)	都道府県	広島県、全国知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条	土地利用基本計画の策定義務の廃止	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める	本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	131	05_教育・文化	都道府県	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会	外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直しを行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	132	01_土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第7条	都道府県国土利用計画の策定義務の廃止	都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求める	県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画については、前段のとおり課題がある。)	—
R4	133	03_医療・福祉	都道府県	広島県、広島市、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	134	03_医療・福祉	都道府県	広島県、広島市、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の22	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	135	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市、全国知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(9)】 地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法10条1項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。					
5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。					
5【外務省(2)】【文部科学省(18)】 日本語教育の推進に関する法律(令元法48) 日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【農林水産省】 (10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112) 都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	136	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市、全国知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考える。 (肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	137	05_教育・文化	都道府県	広島県、全国知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	スポーツ基本法第10条	地方スポーツ推進計画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。 一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	138	06_環境・衛生	都道府県	広島県、愛媛県、全国知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画との一体的策定	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。	当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	139	06_環境・衛生	都道府県	広島県、愛媛県、全国知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都道府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	140	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。	温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。 義務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出量削減目標見直しの都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が啓発であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。 削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	141	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	142	09_土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第3条の3	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	平成31年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として486百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となっている。 そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</p>					
<p>5【文部科学省】 (14)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。 ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣官房】 (2)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 都道府県行動計画(7条)及び市町村行動計画(8条)(以下この事項において「計画」という。)の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。 ・計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。 ・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取(7条3項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。 ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。 [措置済み(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)]</p>	—	都道府県行動計画等の実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更の場合における学識経験者への意見聴取については、対応方針に記載されている運用を行っても差し支えない旨、通知した。	【内閣官房】 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画及び市町村行動計画の軽微な変更に係る意見聴取手続について(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
<p>5【国土交通省】 (10)港湾法(昭25法288) 港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	143	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2	マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。 (背景) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。 これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	144	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならぬと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	145	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付環境乳第59号) 「ふぐ処理者の認定基準について」(令和元年10月31日生食発1031第6号) 「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン)について」(令和2年5月1日生食発0501第10号)	ふぐ処理者の資格要件等の全国平準化	ふぐ処理者の資格要件等について全国平準化を図るため、通知により各自治体に条例等の策定を求めるのではなく、法に規定することを求める。	通知により、各自治体において条例等を策定し、ふぐ処理者の認定について規定している。そのため、各自治体により認定方法や資格要件に違いが生じている。通知によって、「都道府県等間のふぐ処理者の資格の受入れ」についても示されているが、各自治体により認定方法や資格要件が異なるため、異動元の自治体の認定基準が厚生労働省が示すふぐ処理者認定基準を満たしたものを確認する必要がある。	—
R4	146	10_運輸・交通	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同法施行規則第26条	水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官への届出を不要とすること	水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	【現行制度について】 当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。 【支障事例】 採水作業等に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を見越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。 【制度改正の許容性】 漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにも関わらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の様子は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	147	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	最高裁判所裁判官国民審査法第14条	国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するように見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)	当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じたこととなった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であつて、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (2) 港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115) 港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び4項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【総務省】 (3) 最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選挙管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	148	08_消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県經由事務の見直し	「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。 本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。 ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	149	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国有農地等事務取扱交付金	国有農地等事務取扱交付金事業の対象経費である災害復旧工事費につき繰り越し執行を可能とすること	第1号法定受託事務により実施している国有財産の管理に係る経費のための「国有農地等事務取扱交付金」の対象経費である災害復旧工事費について、明許繰越しを可能とするよう求める。	平成30年西日本豪雨による災害復旧工事の実施にあたり、工事施工業者の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-yosan.html
R4	150	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付け総財交第37号総務省自治財政局交付税課長通知) 令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付け総務省自治財政局地方債課、公営企業課、財務調査課事務連絡)	普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し	普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭において調査)とすること。	普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同意等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同意等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たない正確な数値は把握できないが、提出期限がそれよりも早いため、やむなくその時点での見込みで提出している。(一方で、地方債課の発行状況調は6月上旬の期限であり、正確な数値が報告可能となっている。)このため、同意等額と実際の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要が生じ、事務負担となっている。また、このことが錯誤措置が増える要因ともなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	151	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	—	新型コロナウイルス感染症対策関係通知の周知体制の見直し	新型コロナウイルス感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会(一斉調査)システムを活用して県・市町に一斉周知するものと、県を通じて市町総務・財政担当課へ周知するものを区分けするなど、柔軟な対応を要請する。	令和元年度以降、総務省から市町村担当課あてに送付される新型コロナウイルス感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。 新型コロナウイルス感染症対策関係の総務省通知は大きく分けると、 (1)市町職員の勤務条件に関する技術的助言 (2)厚生労働省の都道府県衛生主管課あての通知(市町の衛生担当課にも周知される)を市町の総務・財政担当課あてに周知するものであるが、大半の通知が(2)に該当する。 実際の通知の流れとしては、 ①総務省の調査・照会(一斉調査)システムにより県あてに通知し、地方自治法に基づく技術的助言の一環として、市町への周知を特に依頼 ②上記①の総務省通知を受けて県は市町総務・財政担当課あて送付しているところ。 上記(2)の通知は、市町の総務・財政担当課に直接関係しない場合もあるが、県が市町に通知文を发出する事務が発生しており、市町にもタイムラグが生じている。	—
R4	152	11_その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の7(国の債権の管理等に関する法律第32条)	履行延期の特約又は処分をした債権の免除の緩和	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後に」と定められている「十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。	【制度改正の経緯】 当市では、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困窮者への貸付事業の原資として、金銭を貸し付けたが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済ができない状況となっている。 【支障事例】 本事業は生活困窮者への貸付であることから、回収が困難で、債権管理事務の負担を増大させている。 【制度改正の必要性】 地方自治法施行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治法施行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が遅滞した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間もの間、分割払いを求め続けることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。 【懸念の解消策】 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から5年に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。	—
R4	153	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	身体障害者福祉法施行規則第2条第1項3号、第5条第2項、【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第2項第3号、第25条第2項	身体障害者手帳の申請時における写真提出及び手帳の記載事項としての写真表示の義務付け廃止	身体障害者福祉法施行規則において、身体障害者手帳の交付申請時に「身体に障害のある者の写真」の提出が必要とされており、身体障害者手帳に記載すべき事項として交付を受けた者の写真を表示するものとされている。これを、やむを得ない場合は、申請時の写真の提出及び身体障害者手帳への写真の表示を省略できるものとする。【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則において、精神障害者保健福祉手帳については、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする定められており、同様の運用が身体障害者手帳においても可能であると考え。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用や補装具費の支給、各自治体における手当の支給や医療費の助成等、身体障害者に対する支援の多くは、身体障害者手帳の交付が条件となっている。身体障害者手帳の申請者は、申請時に長期の入院をしているケースもあるが、病院の面会制限等により、写真を撮ることが難しいことがある。他にも、病院の職員がカメラを預かることができないので写真の用意ができないといった入院中の申請者からの相談や、証明写真機以外の手段で写真を用意することが技術的に難しいといった高齢者からの相談等が、当市では年間10件程度ある。その結果、身体障害者について医師の診断を受けているにもかかわらず、写真の用意ができないことのみによって、身体障害者手帳の交付が受けられず、必要な障害福祉サービスや手当等の支給が受けられないという支障が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					
—					
—					
<p>5【厚生労働省】 (20)身体障害者福祉法(昭24法283) 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出(施行規則2条1項)及び同手帳への写真の表示(施行規則5条2項)については、やむを得ない場合に省略できることとするについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	154	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第8条第5項、第8条第8項、第8条の2第4項、第8条の2第6項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第75条～第77条、第110条～第112条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第78条～第80条、第116条～第118条	介護保険制度における訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの指定基準の緩和	介護保険法等において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければ開設できないと定められている訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリ」という。)、通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリ」という。))について、事業所の指定基準を見直し、訪問看護のように、開設できる法人格や開設場所の制限を撤廃するとともに、人員基準で定められているリハビリテーション事業所の医師の配置を必須とせず、主治医との連携をとることによりサービス提供を可能とするよう指定基準の緩和を行うことを求める。	【現行制度について】 介護保険制度上、訪問リハビリ、通所リハビリの事業所指定は病院等に限定されている。 【支障事例】 事業所指定の限定により事業者の新規参入が困難な中、要介護高齢者が利用する維持期・生活期リハビリテーションへの診療報酬算定が終了し、平成31年4月1日以降は介護保険によるリハビリテーションを利用することとされた。しかし受け皿となるリハビリテーション事業所が少なく、高齢者に対して状態像に応じた専門のリハビリテーションを十分に提供できる環境が整わないことから、医療保険のリハビリテーションで改善しても、その後介護保険のリハビリテーションに移行できず、状態の悪化、フレイルの進行、日常生活動作の低下などが懸念される。 【支障の解決策】 介護保険の訪問リハビリ、通所リハビリについて、訪問看護のように開設できる法人格や場所に制限を設けず、併せて主治医と連携することにより医師を配置としないなど指定基準の緩和を行う。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	155	01_土地利用(農地除く)	中核市	豊田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の8第1項、森林法施行規則第14条、電気事業法第61条	間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し	「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採をする場合を追加する。	伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところ、間伐は森林の成長を促進させるものであって過剰な伐採を伴うものではないから、間伐の場合には伐採届の提出を求める必要はないものとする。また、本市では間伐の状況は森林整備事業補助金の申請を通じて把握することができる。それにもかかわらず、本市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方にとって事務負担となっている。また、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している例が多いと認識している。この場合、線下伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。本市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、線下伐採に係るものが約3割に当たる92件を占め、電気事業者及び市町村双方にとって事務負担となっている。本市における受付事務において、1件当たりの作業時間は、間伐の場合は約2時間、線下伐採の場合は約1時間30分を要す。ただし、届出地番数や保安林照会数に応じて時間数が増加する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	156	08_消防・防災・安全	中核市	豊田市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。 地域の実情の一例 【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合 【例2】出勤体制において一定の水量が確保されている場合 (※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡空気消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能)	高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。 一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。 消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日消防消第272号)において、2037年までに消防水利の整備率100パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約78%を占める消火栓は(令和3年4月1日現在)、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。 以上のことから、水道局からの水道管のダウンサイジングに係る要望に対し、消防局(本部)は、56年前の科学的根拠に基づく消防水利の基準により、整備率を維持するため、ダウンサイジングは認められないと回答をせざるを得ないといった支障がある。 また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	157	11_その他	中核市	豊田市、足利市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第8条	給水区域の重複を可能とすること	他の給水区域と隣接した地域について、当該他の給水区域からの給水を可能とし、不要な水道施設等(ストック)を縮減可能となることから小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者の負担の軽減を目的に給水区域の重複を可能とすることを求める。	給水区域境界が存在する道路には、双方の水道事業者がそれぞれ配水管を埋設し管理している。隣接する水道事業者がそれぞれに配水管を埋設することで継続的に維持管理が必要な水道施設等(ストック)が増えることになり、水道事業者の負担となっている。水道法第8条では給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことと規定されており、令和3年度全国水道関係担当者会議及び水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)に区域外への給水の解消方策が定められているが、水道法に基づく給水区域変更や事業計画の変更の手続きが必要となるため、住宅建設等の需要に間に合わずトラブルになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (iv)指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者及び指定(介護予防)通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (iii)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省(8)】【厚生労働省(13)】 消防法(昭23法186) 消防水利の基準(昭39消防庁告示7)における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (29)水道法(昭32法177) (i)給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託(24条の3第1項)をより活用しやすくするために必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	158	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱	私立学校施設災害復旧事業に係る補助要件の緩和	「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」及び「私立学校施設整備費補助金」の適用要件について、「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること。	【現状】 私立学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園)は、公立学校と同様に学校教育の重要な役割を果たしており、その施設が台風等の不測の災害で被害を受けた場合は、早期に施設等の復旧を図り、教育環境の確保が必要である。 また、大規模災害発生時、避難所指定の有無に関わらず、学校へ地域住民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、防災対策の充実に努めるよう国からの求めがあるなど、災害時における私立学校施設の機能維持の必要性についても公立学校と同様に高い。 私立学校については、台風等の大規模災害が発生した場合、当該災害が激甚災害(本激)又は局地激甚災害に指定された場合に限り、その校舎等施設の復旧に要する工事費等を補助することが可能となっている。 【支障】 私立学校施設災害復旧事業は、激甚災害(本激)又は局地激甚災害(学校施設が区域内である場合に限る)のみを対象としており、公立学校施設災害復旧事業に比べ、適用要件(対象災害)が限定的である。 このため、激甚災害指定に至らない程度の大規模災害により被害を受けた場合、施設等の早期復旧がなされないと教育環境の確保及び避難所運営への協力が困難となる可能性がある。 【補助金の対象となる災害の範囲(私立学校)】 激甚災害(本激)に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補助率1/2以内) 局地激甚災害に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補助率2/5以内) 【補助金の対象となる災害の範囲(公立学校)】 下記のいずれかに該当する災害(補助率2/3以内(離島等4/5、降灰除去1/2)) ①降雨 最大24時間雨量80ミリメートル以上、連続雨量が特に大である場合(3日間(72時間)雨量180ミリメートル以上)、時間雨量が特に大である場合(1時間雨量20ミリメートル以上) ②暴風 最大風速15メートル毎秒以上(10分間平均の風速) ③こう水、高潮、津波等 被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの ④その他 降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-vosan.html
R4	159	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱	私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し	私立認定こども園等においては、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。 障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。	【現状】 障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員に加配に必要な費用を補助している。 【支障】 幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。 受け入れる障害児が1人である場合は補助対象とならず、障害児の受入や保育士等の処遇改善が進まない。 [文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 784千円/人 国庫1/2・都道府県1/2 [内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 約784千円/人(月額65,300円/人) 国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	160	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、西宮市、洲本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	新型コロナは患者数が多く、療養終了までに入院、宿泊、自宅等の療養場所の変更があり得、最低でも7～10日の療養期間における健康観察の必要性等から、最初の入院調整から療養終了まで一貫して患者の居住地を管轄する保健所が対応することが望ましいため、患者の現在地を管轄する都道府県知事等が行う入院の勧告又は措置を、結核患者と同様に患者の居住地を管轄する保健所が行うようにすることを求める。 その際、患者の現在地が居住地から遠く離れている場合等に、双方の保健所で調整することは妨げないこととしていただきたい。	【現状】 医師は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)患者を診断したときは、最寄りの保健所長を経由して知事または保健所設置市等の長に届け出る。 この届出を受理した保健所は、患者の居住地が管轄外の場合は、居住地を管轄する保健所へ届出の内容を通報する。 平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知(以下、「厚労省通知」という。)において、新型コロナを含む結核患者以外の患者に係る入院勧告等は、患者の現在地を管轄する知事、保健所設置市等の長が行うこととされている。 患者の居住地と現在地を管轄する保健所が異なる場合は、双方の保健所で移管協議の上、対応することは運用上差し支えないとされているが、患者対応には大きな負担が伴い、保健所業務が逼迫する場面も多い中、各保健所はこの移管協議を進めることに相当な労力を費やしている。 【支障】 厚労省通知において、新型コロナ患者の現在地を管轄する保健所が疫学調査や入院・療養調整を行うこととされており、例として、以下のような場合は患者の現在地を管轄する保健所が対応を行っている。 【例①】居住地を管轄する保健所の管轄外で新型コロナ陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合 【例②】濃厚接触者が自宅等での待機期間中に急変し、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、新型コロナ陽性が判明し、そのまま入院となった場合 ①についてはいずれは帰宅することが想定され、②もいずれは居住地域の病院への転院や自宅療養等が想定されるが、現状では患者の現在地を所管する保健所が対応する必要があり、業務が逼迫している中、患者対応の移管協議には多大な負担が発生するため、実態として患者の検査診療を行う医療機関が多く所在する都市部を管轄する保健所に業務が集中している。 なお、当県下の保健所の実績として、患者の居住地と現在地が異なる保健所の所管であって、患者の現在地を所管する保健所が当該患者の対応を行っているケースは全体の約1.4%となっており、その大部分は、隣接する保健所間であり、現在地で対応できないほど遠方であるのは少数である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【内閣府(10)】【文部科学省(19)】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。					
5【厚生労働省】 (40)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ii)入院の勧告(19条1項)又は措置(同条3項)の実施主体については、入院の対象者が現在いる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	161	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条、第34条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第8条第2項	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	自動車NOx・PM法第33条及び同法施行令第8条第2項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の30台から大規模事業者(200台以上)のみを対象となるよう緩和すること。	【現状】 自動車NOx・PM法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第33条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第34条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和3年3月末現在166事業者)。令和2年度から令和4年度にかけて国が自動車NOx・PM法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。 【支障】 計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きいため、事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	162	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、小野市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記8)	防護柵の設置に関する要件緩和及び被災防護柵の復旧事業の補助対象化	シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう、費用対効果分析の算定方法を見直すなど、採択要件を緩和すること。 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金属柵14年、電気柵8年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること。	【現状】 中山間地域等における農作物等被害の提言を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)において、侵入防止柵の設置による被害防除が実施されている。 【支障】 被害の広がりの先端地等で予防対策として設置する場合は、「整備による全ての効用によって全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件を満たさず、実施できない場合がある(効果額は現状の被害額から算定するため)。 当県では、全県のSPUE(1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均値)が平成30年度以降微増傾向にあり、特に県北部で顕著であることから、シカの分布の周辺部で急速に被害が拡大する蓋然性が高い。 自然災害により被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。 防護柵の設置・復旧が不十分な場合、農業被害や林業被害の拡大(農産物や幼齢木の食害等)、動物と車・列車の衝突事故の発生、畜産農家における野生動物由来感染症の発生等が懸念される。 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	163	05_教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第5条、教育職員免許法施行規則第11条	臨時免許状所持者の普通免許状取得に係る必要在職年数及び取得単位数の緩和	教育職員免許法に定める臨時免許状保有者が普通免許状を取得する場合の必要在職年数及び最低修得単位数を緩和すること。	【現状】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として学校の種類ごとの教員免許状(中学校または高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごと)が必要である。 普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員検定を経て授与される免許状(有効期間3年)により、助教諭として該当教科を担当できる。 文部科学省の教員免許状授与件数等調査によれば、平成22年度～令和元年度に臨時免許状保有者が中学校教諭の二種免許状を取得した件数(全国)は各年度0件～4件と極めて少数である。 【支障】 中学校では9教科(10種類)を担当する教員数の確保が必要であり、特に小規模校においては十分な教員配置ができず、免許外教科担任や臨時免許状を有する教員により対応している。 [本県の免許外教科担任・助教諭数の推移(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)] 免許外教科担任許可件数 H30:177、R1:130、R2:100、R3:114 臨時免許状授与数(助教諭数) H30:18、R1:25、R2:23、R3:30 免許外教科担任や臨時免許状による教科担任の解消のため、臨時免許状保有者の普通免許状(二種)取得を促進する必要があるが、臨時免許状の有効期間は原則3年であり、普通免許状取得に必要な在職年数が概ね5年以上(中学校6年、高等学校5年)とされているため、有効期間中に普通免許状を取得することができない(本県での制度活用件数はゼロ)。 また、仮に在職年数を満たしたとしても、上記の在職年数の場合は45単位の履修が必要となり(教育職員免許法をもとに規規則で定める単位数)、現に臨時免許状を保有する者が勤務しながら履修することが困難である。 免許保有者の少ない教科(例:中学校技術、高等学校福祉、看護)については教員免許を取得できる大学等の教育機関が少ない。 [臨時免許状保有者の普通免許状取得の最低要件] 中学校教諭(二種) 在職年数:6年、修得単位数:45単位 高等学校教諭(二種) 在職年数:5年、修得単位数:45単位	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】</p> <p>(9)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)</p> <p>自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。</p> <p>[措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号))]</p> <p>・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>[措置済み(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)]</p>	—	<p>・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減。</p> <p>・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、関係都道府県に通知。</p>	<p>【環境省】自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)</p> <p>【環境省】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条及び第34条に規定される対象自動車について(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	環境省水・大気環境局自動車環境対策課
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	164	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法の救助範囲の拡大	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定されている。発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残りが特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば、実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となるなど、罹災証明書の必要性が高まっている。 全国知事会危機管理・防災特別委員会の「令和3年災害検証報告書(案)」においても、「救助の実施に必要となる事務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすることを要望したい」など、近年の他の被災県においても同様の措置を求めている。 【支障】 令和2年7月豪雨では、熊本県内の被災8市町に対し6,300名を超える応援職員が派遣されており、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難である。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。	—
R4	165	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年5月19日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。	【現状】 地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更」であって、以下のいずれかに該当するものは、軽微変更として報告することとされている。 ①交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額 ②交付決定を受けた直近の実施計画に実施計画における、当該年度経費内訳の要素事業間の2割以内の流用 ③企業版ふるさと納税の併用に関する変更(事業期間の延長を伴わないものに限る) ④文言その他記載内容等の変更 【支障】 留意事項では「2割以内の減額のみの場合報告は必ずしも必要でない」とあり、また、「文言その他記載内容等の変更」の場合は報告が必要となっているなど基準が曖昧なため、変更報告の要否をその都度確認する必要が生じる。 市町によって対応も異なり、軽微変更でも逐一報告・相談される場合もあり、報告にあたっては変更後の実施計画に加えて新旧対照表の作成が必要であるなど事務が煩雑である。 事業の目的等に影響がないにもかかわらず、変更報告後でなければ事業実施が認められない。また、資料一式の事前確認を受けた後に正式報告することになっており、報告資料作成のほか、内部決裁や県経由による調整など手続に時間を要するため、事業の推進に支障が生じる可能性がある。 [例:令和3年度中の軽微変更] 2割以内の減額:3件(3市町) 企業版ふるさと納税の併用:3件(3市) 文言変更:3件(1市) その他、地方創生拠点整備交付金に係る軽微変更:1件(県)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	166	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	【現状】 都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。 都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。 【支障】 都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。 都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	167	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。 策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	【現状】 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「酪農肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。 都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。 【支障】 法律では「作成することができる。」とされているが、実質的には補助事業等の要件になっており作成が余儀なくされている。 要領で規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全国画一的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、酪農、肉用牛、飼料の項目に分かれ担当毎に技術センターとも連携を取りながら現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会が審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な労力と時間を要している。 計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。 都道府県においては国の基本方針や、特に市町村計画との調和や内容の精査について、市町村担当者や県の出先機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っており、県庁職員だけでなく関係する県民局農林事務所職員も含め、多くの担当者の多大な労力と時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【内閣府】 (7)地域再生法(平17法24) (ii)地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。					
5【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	168	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)、介護サービス施設・事業所調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と基本情報入力簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	【現状】 社会福祉施設に関する調査は、統計法に基づく一般統計調査として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施されており、国から都道府県・指定都市・中核市に調査が行われるものと、国から民間事業者を通じて直接施設等に対して調査が行われるものがある。 [主な調査] 社会福祉施設等調査(毎年度)、介護サービス施設・事業所等調査(毎年度)、福祉行政報告例(毎年度)、福祉行政報告例第54、54の2(毎月)、地域児童福祉事業等調査(対象毎に3年周期で実施)等 【支障】 人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら、多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答票を作成・報告することは、休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっている。また、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報が48項目(県の場合)と多数にのぼり、期限が4月末であるため、調査経路となる市・県福祉事務所や本庁関係課は業務繁忙期に集計を行っている。 [負担の具体例] 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所等調査」(毎年10月1日調査)では、法人名、施設名、施設所在地等の施設の基本情報をその都度記入している。また、定員(又は在所者数)や従事者数等、内容に重複項目がある。 「福祉行政報告例」においては、老人ホーム、児童福祉施設、保育所、幼保連携型認定こども園の定員、入所者数、退所者数、措置人員等を調査しているが(翌年度4月末報告)、調査時期が異なる「社会福祉施設等調査」にも同様の調査項目がある。 「福祉行政報告例」において、保育所及び幼保連携型認定こども園の在所者数は、老人ホーム、児童福祉施設等の他の施設と異なり、毎月報告が必要である(第54・54の2)。 インターネットによる調査回答は、「社会福祉施設等調査」では児童福祉施設等と幼保連携型認定こども園のみ、「介護サービス施設・事業所等調査」では居宅サービス事業所(医療関係)と介護医療院のみが可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	169	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、明石市、洲本市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自殺対策基本法第14条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条第36号、地域自殺対策強化事業実施要綱、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)(2)等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を削減する ②両様式を同一様式に統一する ③複数事業を両様式に一括で記載できるようにする等 (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること。	【現状】 都道府県及び市町村が実施する若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的として、地域自殺対策強化交付金が交付されている(市町村に対しては、都道府県を経由する間接補助)。両様式には、事業目的・内容、対象経費のほか、事業実施の背景、期待される効果、主な対象者、担当部署、常勤・非常勤職員数、評価指標、評価理由等の詳細な項目が設けられている。 【支障】 (1)当該申請事務に係る事業数は大変多く、そのため両様式の作成を行う市町村・都道府県の事務負担が大きい。加えて都道府県では市町村からの提出書類確認・集約の事務に相当な時間が割かれているのが現状であるが、これらの負担は下記に起因しているものとする。 ①両様式は記載項目が多岐にわたる上、「職員数」や「専任・併任の別」等、事業予算との関連が薄いとされるものがある他、「評価指標以外の勘案要素」「評価区分」「評価理由」「今年度の取組を踏まえて課題として挙げられること」「考えられる工夫」等の、別に記載する「評価指標」で客観的な事業評価が可能であることから記入の意義が大変低いと見られる項目がある。 ②両様式には同内容の項目が多いにも関わらずそれぞれ別様式が定められており、計画書データを報告書に単に貼付する等のあまり意味を有しない作業をせざるを得ない。 ③複数の事業を実施する場合、事業ごとに両様式を作成する必要があることに加え、「事業目的」や「事業実施の背景」、「評価指標」等、各事業に共通の項目が多く、都度記載しなければならないため、膨大な数の両様式を作成しなければならない。 (2)厚生労働省に両様式を提出する際、電子データとともに紙媒体の提出が必要なため、膨大な紙資料の印刷・郵送をしなければならず、担当職員の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	170	08_消防・防災・安全	知事会	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政防第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。 計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする	【現状】 都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。 都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。 【支障】 計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (48)統計法(平19法53) 社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・福祉行政報告例(報告表第54表及び54の2表)の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 					
<p>5【厚生労働省】 (46)自殺対策基本法(平18法85) 地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府】 (6)地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要があるが生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	171	07_産業振興	一般市	川西市、兵庫県	デジタル庁、財務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等を行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	【現状】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。 【支障】令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混雑が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	172	11_その他	中核市	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村	内閣府、デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要領	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【現行制度】補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 <参考> 令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	173	06_環境・衛生	指定都市	京都市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	174	03_医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	A 権限移譲	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(地方自治法第245条の9に基づく処理基準)	新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の希望する指定都市への移譲	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する都道府県の権限を希望する指定都市に移譲することを提案する。	新型コロナワクチンについては、供給量に応じて、国→都道府県→市町村→医療機関・集団接種会場等の順に配分が行われている。都道府県による市町村への配分量の決定まで、市町村では医療機関や集団接種等へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速な接種実施の妨げになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(6)】【経済産業省(1)(ii)】 中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続については、令和5年度の手続までにオンライン化する。					
5【内閣府(11)】【個人情報保護委員会(5)】【デジタル庁(13)】【総務省(29)】 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。 また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。					
5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整については、都道府県における地域の実情を踏まえた調整を依頼するとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡等)]	—	都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整について、都道府県における地域の実情を踏まえた調整及び市区町村における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市区町村別の割当量を提示するよう依頼した。	【厚生労働省】モデルナ社の新型コロナワクチン(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチン)の配送等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡) 【厚生労働省】ファイザー社の新型コロナワクチン(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチン)の配送等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	175	09_土木・建築	中核市	長崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとするので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。	地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要な課題であり、公営住宅についても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した弾力的な活用(以下「地域対応活用」という。)を実施することが求められている。この地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用の承認を得るためには、「公営住宅地域対応活用計画」(以下「活用計画」という。)を地方整備局に提出し承認を得る必要があり、承認がおりるまでに相当の期間を要するものとなっている。当市においても、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき行ったが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知に「Uターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考えており、そうであればそうした目的による目的外利用について改めて事前に活用計画を地方整備局に提出して承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものとする。今後、人口減少対策や定住促進施策を推進するには、公営住宅の目的外利用承認に係る施策の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。なお、報告制とすることが困難な場合にも、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、幅広く手続の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	176	03_医療・福祉	都道府県	山形県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知)	「がん診療連携拠点病院」の指定における常勤の病理医及び放射線治療医の配置要件の見直し	厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めているため、遠隔診断等の技術を取り入れた指定制度とするよう要件の見直しを求める。また、上記の措置が困難な場合は、医師数が300人未満の医療圏に限って、遠隔診療等の技術を取り入れた病理診断・放射線治療体制が整備されていれば、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置を必須としない措置を講じる若しくは現在の経過措置を延長することを求める。	【現行制度について】厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めている。【支障事例】現在、同指針では、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置が必須条件となっているが、医師数が300人未満の医療圏には、令和4年3月までは常勤を必須としない経過措置が設けられていたところ、経過措置終了に伴い、今後、更新手続の際、「専従の常勤医」として配置できなければ指定を受けられなくなる。【制度改正の必要性】地方では医師確保が課題となっており、要件である常勤の「病理医」、「放射線治療医」の確保には苦慮している実態がある。特に病理医は全国的に不足している。このため、医師数が300人未満の医療圏以外の、現在指定を受けている病院についても、今後指定要件を満たせなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	177	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第14条第1項、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第35条第2項	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。県の「保険薬局」及び「難病法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数 保険薬局…2,006件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…2,015件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、難病法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	178	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の9第1項、第6条の2第2項、児童福祉法施行規則第7条の29第2項	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。県の「保険薬局」及び「児童福祉法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数 保険薬局…1,722件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…1,639件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、児童福祉法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (13) 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (61) がん診療連携拠点病院の指定に関する事務 がん診療連携拠点病院等の医師の配置に関する要件の在り方については、地域におけるがん診療の状況や遠隔診療の活用状況等を踏まえつつ、次期「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令4厚生労働省健康局長)の改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (7) 児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (7) 児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	179	01_土地利用(農地除く)	都道府県	千葉県、長野県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定めたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章III 4(2))個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	180	11_その他	都道府県	千葉県、福島県	財務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第72条の55の2、「個人課税事務提要(様式編 I)」の制定について(法令解釈通達)(平成12年11月15日付課所6-51、課審3-30、課資5-39、官事6-218、課法3-70、徴管2-73、課消3-72、査調2-44、課料1-44、査察1-60、国税庁長官通達)	青色申告決算書(不動産所得用)における『貸付不動産の保有状況欄』の新設	個人事業税の賦課資料となる青色申告決算書(不動産所得用)に、『貸付不動産の保有状況欄』を設けて欲しい。	個人事業税の賦課事務は、所得税の申告書を基にして行っている。「不動産貸付業」及び「駐車場業」について、課税対象になるか否かの判断は、貸付物件数が認定基準以上であるか否かで判断されるが、貸付物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして把握している。決算書は、収支内訳書(不動産所得用)と青色申告決算書(不動産所得用)の2種類があるが、貸付物件数を判断する際に参考となる『貸付不動産の保有状況欄』は、収支内訳書(不動産所得用)にしかない。よって、青色申告決算書(不動産所得用)を添付した納税者については、改めて貸付物件数を調査する必要があり、賦課事務に時間を要している。	—
R4	181	11_その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し	マイナンバー制度において、地方公共団体がマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5~6月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半もの時間を必要とする事務が発生した。今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</p>					
—					
<p>5【個人情報保護委員会(4)(i)】【デジタル庁(10)(ii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	182	11_その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第15条、特定個人情報保護評価指針	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。 特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならない、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。 特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。 <事例1> 令和2年11月30日に国から新型インフルエンザ特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせる事ができないスケジュールであった。 <事例2> ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。 <特定個人情報保護評価実施に係る期間> 全項目評価 新規保有・再実施とも6か月～ 重点項目評価 新規保有4か月～ 再実施2.5か月～ 基礎項目評価 新規保有・再実施とも0.5か月～ <特定個人情報保護評価実施件数> (1)令和3年度 全項目評価 新規保有0件 再実施1件 重点項目評価 新規保有1件 再実施0件 基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し62事務 (2)令和4年度(予定) 全項目評価 新規保有0件 再実施4件 重点項目評価 新規保有0件 再実施3件 基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し42事務	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	183	11_その他	特別区	練馬区	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要となる、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。 具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。 当区では令和2年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約30件程度発生している。 作業に要する時間を削減するため、報告票の授受により自動で追記処理が行われる「オンラインによる追記」も活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいった場合、より多くの追記作業依頼が発生することが想定される。 他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	184	07_産業振興	都道府県	山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条及び第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。 採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づく岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。 採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会の過去の裁定では、都道府県における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。 岩石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。 環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、都道府県が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	185	05_教育・文化	都道府県	山形県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。 公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。 また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)情報提供等の記録(23条1項)において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体における当該事務の円滑な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。 ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバー制度における情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。	—	情報提供等の記録において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知した。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
—					
5【総務省】 (23)地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の年度計画(27条1項)の作成及び年度評価(78条の2第1項1号)については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	186	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、青森県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第37条、第67条、第70条の2	食品衛生申請等システムの機能の見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設けることなどが想定される。その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。	令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」の本格運用が開始された。本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければならない、事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がかかっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html
R4	187	07_産業振興	都道府県	埼玉県、新潟県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条	電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。	【現行制度】電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。【支障事例について】都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合には、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。【支障の解決策】「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	188	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、さいたま市、熊谷市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条、第8条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、振動規制法施行規則第8条、第9条	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるように現行の規定を見直すこと。①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	【現行制度】大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。【支障事例について】現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。【制度改正の必要性】平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	189	11_その他	都道府県	埼玉県、さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条、第14条、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壌汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	土壌汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に關し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	【現行制度】事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。土壌汚染対策法施行規則に係る通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しを添付を求めている。【支障事例について】申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取得しなければならない、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取得する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められなければならない、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【経済産業省】 (3)電気工事士法(昭35法139) 電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。</p>	—	従来は、電気工事士免状の交付又は再交付を申請する場合、写真2枚を提出する必要があったが、省令を改正し、電気工事士免状の交付申請の際に必要な写真の枚数についての規定を削除し、オンラインによる申請も可能であることを明確化した。	【経済産業省】電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年12月14日付け経済産業省令第98号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
<p>5【環境省】 (3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。 ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【環境省】 (15)土壌汚染対策法(平14法53) (ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び必要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)]</p>	—	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出及び必要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【環境省】「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」の公開と「土壌汚染状況調査における地歴調査について」の改正について(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html	環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	190	11_その他	市区町会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	随意契約できる金額の現状に即した見直し	地方自治法施行令に定める随意契約できる金額について、現状に即した見直しを行うこと。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる少額随意契約については、能率的な行政運営に根差したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の際から改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考える。例えば、同別表第5の表中「1 工事又は製造の請負」、「都道府県及び指定都市」の場合の昭和57年度時点における250万円は、建設工事費デフレーター(国土交通省)により現在の価値に換算すると、おおよそ355万円となることである(建設総合:75.9(1982年度)→107.9(2020年度(暫定)))。また、平成29年3月29日付け「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会福祉法人が「価格による随意契約」を行う際の基準が大幅に見直されたところでもあることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	—
R4	191	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療報酬請求書等の記載要領(昭和51年8月7日保険発第82号 直近改正令和4年3月25日保医発0325第1号)	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等にその旨記載するよう記載要領を改訂すること	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	無料低額診療事業とは、経済的な理由によって必要な医療を受けることができない者に対して、無料または低額で診療を行う事業である。また、生活困窮者に限らず医療費の家計負担を減らす観点から高額療養費制度が設けられており、これは医療機関や薬局の窓口で支払う医療費(一部負担金)が1か月で限度額を超えた場合、その超えた額を支給する制度であるが、支給額の計算は医療機関等から提出された診療報酬明細書等をもとに行っている。しかし、この診療報酬明細書のみでは無料低額診療事業の利用状況や事業を利用する被保険者が窓口で実際に支払った医療費が分からない。高額療養費については、申請手続の簡素化により自動償還を行っているが、支給後に被保険者からの申出により無料低額診療事業を利用していることが判明した場合、過大支給となった分について返還を求めなければならない、被保険者と行政双方の負担となっている。また、申出がなければ無料低額診療事業の利用状況の把握はそもそも困難である。過大支給を事前に防止するためには、無料低額診療事業を実施している医療機関の受診分について、市区町村が個別に被保険者や医療機関に医療費の支払い状況を確認する必要があるが、規模の大きな市区町村においては全件照会を行うことは現実的に困難であり、また仮に全件の照会を行った場合は被保険者や医療機関へ大きな負担をかけることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	192	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の9、介護保険法施行規則第83条の4の4	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還化)を求める。	【現行制度について】 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の申請については、該当する世帯の世帯主(該当者)に対し申請の勧奨通知を送付し、申請書を受付けている。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費においては、初回のみ申請を受け、以降該当があれば自動的に登録口座に支給されている(自動償還)。 【支障事例】 高額介護合算療養費等の該当者のうち多くが、加入健康保険・介護保険に異動がなく例年対象となっているため、毎年同内容の申請書に記載し、窓口へ持参したり、郵送する手間が生じている。また、受付窓口となる市区町村においても、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている(当市における令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約41,000件、国保・介護保険で約1,900件)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (vii) 無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (31) 国民健康保険法(昭33法192)及び介護保険法(平9法123) 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	193	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供を行うことが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの事実の把握が可能であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	194	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備える設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	195	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定を廃止	登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	196	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条(届出)、国民年金法施行規則第1条の4(資格取得の届出)	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更における本人手続きの簡略化	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を經由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	【現行制度について】 退職等に伴う第2号被保険者等の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更にあたっては、事業主が厚生年金(第2号被保険者)資格喪失等手続きを行った後、本人が国民年金(第1号被保険者)の変更手続きを行う必要があるが、退職日の翌日から14日以内に市町村長へ届出することとなり、本人が市区町村の窓口に向う必要がある。また、本人からの届出がない場合、職権適用で強制加入処理を行うが、現行では職権適用までに約5か月を要している。 当市における第2号、第3号から第1号被保険者への加入手続きにおいて、届出勧奨を行った未届者(年間約5,500件)のうち、本人届出があった件数は約500件、未届けにより職権適用された件数は約5,000件であった。 【支障の解決策】 事業主からの被保険者資格喪失届をもとに職権適用し、原則第1号被保険者とする。職権適用後、被保険者に通知を送付し、第2号・3号被保険者になるものについては、申告(本人又は転職先の事業主)によって事後で訂正処理をする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	197	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	【支障事例】 後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過剰納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むに当たり、処理対象件数が多いためバンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、バンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	198	01_土地利用(農地除く)	市区町会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること	国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(8)(ii)】【文部科学省(13)(i)】【厚生労働省(45)(ii)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (30)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。					
5【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26) 高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。					
5【厚生労働省】 (32)国民年金法(昭34法141) 国民年金第二号被保険者から第一号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36)(iii)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (31)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家等対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	199	02_農業・農地	市区町会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できること等	【現行制度について】 農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない(令和4年5月の法改正により指針の策定が義務化。現段階では未施行)。また、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等について、公表しなければならない。 当市農業委員会では、現在、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により5年間の目標等を設定し公表を行い、当該指針に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定し、点検・評価を行い公表している。 【支障について】 農業委員会の事務は一部の農地法関係の法定受託事務を除き自治事務であり、国が示した通知は技術的助言であると理解しているが、実質的に通知に従うことを義務付けるような記載ぶりとなっており、各農業委員会の自主性が損なわれる結果となっていると言える。 令和3年度以前は、各農業委員会が地域の实情に応じて主体的に目標設定をし、自己評価を行うことができていたが、令和4年2月に通知(「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号 農林水産省経営局長通知)及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月25日付3経営第2816号 農林水産省経営局農地政策課長通知))が示され、目標設定、点検・評価の方法が詳細に規定された。その結果、令和4年度からは国が設定した目標の考え方、点検・評価方法に即した設定とならざるを得ず、別途各市町村農業委員会が目標を設定する意義がなくなっている。また、当市の实情(兼業農家や施設園芸農家が多い)に鑑みて設定が必要と考えられる目標と、国が示す考え方から導かれる目標(非常に高い農地の集積率を一律に目標設定とすること等)とが乖離しているため、当市農業委員会が目標設定、点検・評価、公表を行う意義が低い。 さらに、当該通知により、令和4年度から作成が必要な資料が増加し、かつ詳細な情報まで求められ、多大な事務負担が生じている。特に各推進委員等が記入することとされる活動記録簿につき非常に詳細な情報が求められ、真に活動記録として詳細な記載が必要であるのか疑問である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	200	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月17日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の交付対象の拡充	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの受入環境の整備等を促進するため、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう交付金の対象を拡充すること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。 そのため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィスでは、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大100万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka_vosan.html
R4	201	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年9月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「地方創生テレワーク交付金の変更交付申請について」、令和4年4月28日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続を要しないこととするともに、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡単な変更や経費の少額な流用等の事業計画に直ちに影響しない変更ですら、軽微変更の手続が必要とされており、事業をスムーズに実施することができない。 また、通常変更についてもその手続時期が限定されている上、内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和2年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金にかかるとする市町村事業において、通常変更の申請期間が終了した後に変更が生じた場合、軽微変更の範囲に収まる変更とするよう市町村に指導した事例がある。申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	202	02_農業・農地	都道府県	岐阜県、高知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第3号、同項第4号、同項第5号、同項第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項、同条第3項 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第6号	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	【現行制度について】 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。 【生じている支障】 農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。 また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。 特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。 (参考)【当県の場合】 平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績72,561筆(平均9,070筆/年) 令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・① 令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・② 合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7) 【改正法による制度改正について】 改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わりないため、事務の煩雑さは改善されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (3) 農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>					
—					
<p>5【内閣府】 (12) デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。 ・事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、令和4年10月から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)]</p>	—	<p>地方公共団体に対し、事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とするともに、変更申請の機会を拡充する旨を通知した。 (デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡))</p>	—		内閣府地方創生推進室
<p>5【農林水産省】 (15) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]</p>	—	<p>農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知した。</p>	<p>【農林水産省】農地利用配分計画の都道府県知事の認可に係る添付書類の省略について(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	203	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第11条第1項、第2項、第5項、森林法施行規則第38条第8号	森林経営計画制度における主伐量の上限見直し	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、算定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるよう緩和することを求める。	【現行制度について】 森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11条)。 認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積」があり、計画期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐に係る立木の材積は除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林を除く)とされている。 $\{ Z + (Vw - Vn) / T \} \times 5$ Z=当該計画的伐採対象森林(択伐複層林施業を除く)の年間成長量(木材生産機能維持増進森林にあつてはZに1.2を乗じて得た値) Vw=経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積 Vn=施業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2 T=主伐を行う林齢が同一である森林の面積に当該林齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値(加重平均) 【森林経営計画間の流用ルールについて】 認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うものに限る、森林経営計画間の伐採量の流用が認められているものの、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では流用が難しい。 【生じている支障】 上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったなど森林経営計画制度が主伐の支障となる事例が報告されている。 また、森林経営計画に基づく伐採であれば所得税の特別控除が受けられるところが、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	204	03_医療・福祉	町	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同等に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなり、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。 また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	205	01_土地利用(農地除く)	町	利府町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。	土地区画整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地区画整理法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。 当町では、土地区画整理法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、施行者(土地区画整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、施行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや施行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。 法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、町による審査を行い、許可要件を満たすようであれば施行者への意見照会を行わなければならないものと解釈していた。 申請者手続の負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続の解釈に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html	
R4	206	11_その他	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。 事前に処理日程は示されるものの、示達の具体的な時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。 このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。 (参考) ●令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金 ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分) ・地方交付税交付金(12月追加交付分) ・特別交付税(12月交付分) ・特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分) ●令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金 ・地方交付税交付金(6月概算交付分) ・震災復興特別交付税(9月交付分) ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分) ・地方交付税交付金(11月定例交付分)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】</p> <p>(5)森林法(昭26法249)</p> <p>(ii)森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となった具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【内閣府】</p> <p>(5)児童手当法(昭46法73)</p> <p>(ii)児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村(特別区を含む。)から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】</p> <p>(15)土地区画整理法(昭29法119)</p> <p>土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>					
<p>5【総務省】</p> <p>(11)地方交付税法(昭25法211)及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平11法17)</p> <p>地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程とする。</p>	—	地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和4年9月定例交付分の支払い以降、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程を設定している。	—	—	総務省自治財政局交付税課